

都市ガス料金割引プラン (付帯契約)

平成29年10月1日

幸手都市ガス株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 用語の定義	1
3. 割引種別	1
4. 適用条件	1
5. 適用条件の確認	2
6. 契約の締結及び契約期間	2
7. 料金等	2
8. その他	2
(付 則)	
1. この付帯契約の実施期日	3
(別表第1)	3
(別表第2)	3

1. はじめに

この都市ガス料金割引プラン（以下「付帯契約」といいます。）は、当社が行うガス小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。なお、この付帯契約は、当社が別に定めるガス小売供給約款又は選択約款（以下「ガス使用契約」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この付帯契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」・・・この付帯契約の適用対象となる、別表第1に定めるガス使用契約をいいます。
- (2) 「専用住宅」・・・居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」・・・店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と、居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「燃料転換」・・・熱源として使用している燃料（プロパンガス、灯油、電気、他）を、都市ガスに切替えることをいいます。
- (5) 「冬期」・・・12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日）までの5か月間の期間をいいます。
- (6) その他の用語については、主契約の各約款における用語の定義のとおりといたします。

3. 割引種別

この付帯契約の割引種別は、次のとおりといたします。

- (1) 子育て・高齢者応援割引
- (2) 新築応援割引
- (3) 燃料転換割引

4. 適用条件

この付帯契約は、割引種別ごとに次の全ての条件を満たし、お客さまがこの付帯契約の適用を希望される場合に適用いたします。ただし、割引種別を重複して適用することはできません。

- (1) 子育て・高齢者応援割引
 - ① 中学校卒業までのお子さまが同居していること。この場合、子育て割を適用いたします。
ガス使用契約の契約者が満70歳以上のかた、若しくは満70歳以上のかたが同居していること。この場合、高齢者割を適用いたします。
中学校卒業までのお子さま及び満70歳以上の方が共に同居していること。この場合、ダブル割を適用いたします。
 - ② ガスの使用用途が家庭用であること。
 - ③ 別表第1に定める主契約を締結していること。
 - ④ 主契約に基づくガス料金を口座振替によりお支払いになること。
- (2) 新築応援割引
 - ① 戸建の専用住宅又は併用住宅の新築（新規建売住宅の購入も含まれます。）により、新たに都市ガスを使用する場合、若しくは既に都市ガスをご使用の戸建の専用住宅又は併用住宅を建替え、その後も継続して都市ガスを使用する場合であること。
 - ② ガスの使用用途が家庭用であること。
 - ③ 別表第1に定めるいずれかの主契約を締結すること。

- ④ 主契約に基づくガス料金を口座振替によりお支払いになること。
- (3) 燃料転換割引
- ① 燃料転換により新規にガスメーターを取付ける需要であること。
 - ② 別表第1に定めるいずれかの主契約を締結すること。
 - ③ 主契約に基づくガス料金を口座振替によりお支払いになること。

5. 適用条件の確認

- (1) 当社は、適用条件が満たされているかどうかを確認させていただきます。この場合、正当な理由がない限り、住宅への立ち入り又は適用条件を確認できる資料等の提出を承諾させていただきます。万一、承諾していただけない場合、当社はこの付帯契約の申し込みを承諾いたしません。また、既に契約されている場合には、契約を解約いたします。
- (2) お客さまは、契約期間中に適用条件が満たされない事由が発生した場合には、直ちにその旨を当社へ連絡していただきます。

6. 契約の締結及び契約期間

- (1) この付帯契約に基づく契約を希望されるお客さまは、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更する場合も同様といたします。
- (2) この付帯契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 子育て・高齢者応援割引
契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
当社は、契約期間満了に先立って改めて適用条件の確認を行い、適用条件が満たされている場合には、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以後これにならうものといたします。
 - ② 新築応援割引、燃料転換割引
新たにガスの使用を開始する日から、その日以降最初の定例検針日が属する月の3年後の同月の定例検針日までといたします。
- (4) 主契約を解約した場合は、当該解約日をもって付帯契約の解約の期日といたします。

7. 料金等

- (1) 割引額は、割引種別ごとに別表第2に定めます。
- (2) 割引額の計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- (3) 付帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から割引額を差し引いた額といたします。

8. その他

この付帯契約に定めがない事項については、割引種別が適用される主契約の各約款を適用いたします。

(付 則)

1. この付帯契約の実施期日

この付帯契約は、平成29年10月1日から実施いたします。

(別表第1)

割引種別	主契約（適用対象のガス使用契約）
子育て・高齢者応援割引	選択約款（ガス暖房契約）
新築応援割引	ガス小売供給約款
	選択約款（ガス暖房契約）
	選択約款（家庭用コージェネレーションシステム契約）
燃料転換割引	ガス小売供給約款
	選択約款（ガス暖房契約）
	選択約款（家庭用コージェネレーションシステム契約）
	選択約款（小型空調専用契約）
	選択約款（小型空調パッケージ契約）
	選択約款（空調夏期契約）
	選択約款（業務用A契約）
選択約款（業務用B契約）	

(別表第2)

割引種別	割引額（1か月につき）
子育て・高齢者応援割引 ※冬期のみ割引対象となります。	子育て割
	高齢者割
	ダブル割
新築応援割引	主契約ガス料金（早収料金）×0.03
燃料転換割引	主契約ガス料金（早収料金）×0.05
燃料転換割引	主契約ガス料金（早収料金）×0.05
燃料転換割引	主契約ガス料金（早収料金）×0.10